

令和7年度 船岡小学校いじめ防止基本方針

八頭町立船岡小学校

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

2 いじめに対する本校の基本認識

本校ではすべての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにしたいとの思いから、いじめ防止推進法第13条に基づき「船岡小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものである。
- (3) いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- (4) いじめは、全ての児童に関係する問題であり、児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- (5) いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- (6) 子供社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

〈積極的ないじめの認知〉

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員で行うことなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な判断による対処も可能であるが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報を提供することは必要となる。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳および特活の時間には、命の大切さ、思いやり、助け合いなどについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、人権教育をはじめ教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることについても、「傍観者」として、いじめに加担することになることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校の仲間づくり・雰囲気づくりに努める。

- ①年度始めの全校集会において、船岡小学校をこういう学校にしたいという思いを伝え、いじめのないみんなが大切にされる学校を作ろうと気持ちを持たせる。
- ②なかよし班活動(縦割り活動)
火曜日の昼休憩遊び(なかよしタイム)を通して、他学年との関わりを豊かに持てるようにする。
- ③子供を語る会
木曜日15:40より学級や児童の様子についての共通理解をはかり、全職員で児童を見守っていく。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①一人一人が活躍できる学習活動
「健康な心や体づくり等の基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・なかよし班活動での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組み、学び合いのある学習展開の工夫
- ②役立ち感を高める特別活動
 - ・児童一人一人が、活躍できる場の設定。
 - ・児童相互に認め合う雰囲気づくり。

③人との関わり方を身につけるための活動

・ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れて、一人一人の思いや考えの違いに気づかせるとともに、友達との関わり方について考えさせる。その中でしっかりと自尊感情を育み、明るく楽しい学校づくりに向けての態度を育てていく。

・身近な問題を自分たちの力で解決する力を育成する。

④安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

教育活動全体を通して「活用する力」の内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組むことのできる授業改善の具現化を図る。

⑤人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。学校行事や体験活動、総合的な学習の時間等における体験活動の充実を図る。

(3) 点検・評価

この基本方針に基づいたいじめ防止のための取り組みについて、定期的に検証する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見・早期解決のために、全職員でさまざまな手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日々の観察を細やかに行うことにより、児童の小さな変化・心のシグナルを見逃さない。

②「おかしい」と感じた児童がいる場合には、すぐに生徒指導主任やいじめ・不登校防止委員に相談したり、子供を語る会で情報を共有したりして、チームとして当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、直ちに当該児童から悩み等を聞き取り、問題の早期解決を図る。

④「学校生活アンケート」や「I-check」「なかよしアンケート」を計画的に実施し、児童の悩みや人間関係をしっかりと把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤毎月行われる安全点検の際、落書きも気を付けて確認していくことで、いじめの早期発見に努める。落書きを見つけた場合は、写真で記録するとともに、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談担当で確認し、対応にあたる。

(2) 早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認を十分に行ったうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③傍観者の立場にいる児童たちに対しても、いじめていることと同様であると指導を行う。
- ④学校内だけでなく、関係機関や専門家とも連携・協力して問題の解決にあたる。
- ⑤いじめを受けた児童の心のケアのために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら指導する。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をより密にして学校の取組の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、指導に生かすこととする。
 - ②当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
 - ③いじめ問題が起きたときには、速やかに教育委員会に報告し、関係機関や専門家とも連携をとって問題の解決にあたる。
- ※SC、SSW との連携体制を整え、児童・生徒及びその保護者並びに教職員が相談できるようにする。

5 いじめ問題に取り組むための体制の整備

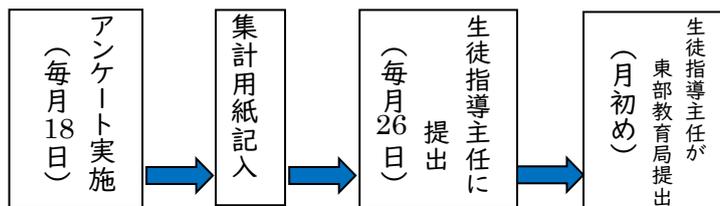
(1) 学校内の組織

①「子供を語る会」(週に1回職員終会にて開催)

全職員で問題傾向を有する児童について、定期的に現状や指導についての情報交換と今後の共通行動についての話し合いを行う。

②生徒指導会議

・いじめについてのアンケート「なかよしアンケート」をもとに学校の実態を把握し、いじめ防止に向けた対策を話し合う。(随時)(いじめ防止対策推進法第22条)



- ・指導を要する児童の行動が見られたとき、管理職と生徒指導主任で協議し、必要と判断した場合、設置し対応にあたる。
- ・生徒指導主任、教育相談担当、人権教育主任、関係職員で構成し、指導方針や外部対応について話し合う。

(2) 関係機関と連携した組織

- ①いじめ問題が起きたときには、速やかに教育委員会に報告し、関係機関や専門家とも連携をとって問題の解決にあたる。
- ②重大事態が発生した際には、教育委員会に報告を行う。